

## 能登半島地震関連情報(障害児関係事務連絡)

### ■サービスの提供について

- 被災した障害児等の受入れにより一時的に定員を超え、人員配置基準や施設設備基準を満たさない場合でも、報酬の減額を行わないこととしています。  
「災害により被災した要援護障害者等への対応について」(令和6年1月1日事務連絡)
  
- 避難所等において居宅介護等を提供した場合も報酬の対象となります。  
「災害により被災した要援護障害者等への対応について」(令和6年1月1日事務連絡)【再掲】
  
- 市町村が障害児の安否確認を行うとともに、相談支援事業者と連携し、必要なサービス提供につなげることをお願いしています。  
「災害により被災した要援護障害者等への対応について」(令和6年1月1日事務連絡)【再掲】
  
- 障害児入所施設等において、避難所等に避難している障害児等を受け入れるため、周辺の市町村を含め広域的に利用調整が行えるような体制の構築をお願いするとともに、定員を超えて受け入れた場合でも所定の措置費を支払うこととしています。  
「令和6年度能登半島地震により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」(令和6年1月4日事務連絡)

### ■利用者への対応について

- 被災のためサービスの利用者負担の支払いが困難な方については、利用者負担の減免や徴収の猶予を行うことができます。  
「災害により被災した要援護障害者等への対応について」(令和6年1月1日事務連絡)【再掲】  
「令和6年能登半島地震による被災者に係る障害福祉サービス等に係る利用料等の取扱いについて」(令和6年1月9日事務連絡)  
「令和6年能登半島地震による障害福祉サービス等の利用料等免除の実施について(意向確認依頼)」(令和6年1月9日事務連絡)
  
- 新規の支給決定や支給決定の変更について、通常の手続をとることができない場合には、

利用者からの聞き取りなどで代替することができます。

「令和6年能登半島地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」(令和6年1月4日事務連絡)

- 利用者が受給者証を持っていなくてもサービスを提供できます。

「令和6年能登半島地震により被災した障害者等に対する支給決定等について」(令和6年1月4日事務連絡)【再掲】

#### ■報酬の請求について

- 被災によりサービス提供記録を滅失又は棄損した場合は、令和5年12月分のサービス提供分について、概算による請求を行う旨を国保連に届け出ることができ、この場合、これまでの実績により算出した額が報酬として支払われます。

「令和6年能登半島地震に伴う介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて(令和5年12月サービス提供分)」(令和6年1月5日事務連絡)

#### ■介護職員等の派遣、避難者の受入れについて

- 社会福祉施設等において、被災により避難生活が必要となった高齢者、障害者、子ども等の要配慮者についての緊急的な受入れや、他施設からの職員の応援の確保について広域的な調整をお願いしています。

「高齢者、障害者等の要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について」(令和6年1月4日事務連絡)

- 福祉避難所に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用(人件費、旅費及び宿泊費)や社会福祉施設等への派遣に係る旅費及び宿泊費の取扱いについて、災害救助費から支弁される旨を周知しています。

「令和6年能登半島地震にかかる福祉避難所等に対する福祉関係職員等の派遣に係る費用の取扱いについて」(令和6年1月4日事務連絡)

- 社会福祉施設において、介護職員等が不足している場合には、国や県などの調整を受けて、別の事業所等より介護職員等の派遣を受けることを可能とする予定です。

「令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼予定のご連絡について」(令和6年1月7日事務連絡)

■避難所等における対応について

- 避難所等における障害特性に応じた配慮や、視聴覚障害児等への情報・コミュニケーション支援をお願いしています。  
「災害により被災した要援護障害者等への対応について」(令和6年1月1日事務連絡)【再掲】
  
- 避難所等において発達障害児等に対し支援を行う際の配慮の例を周知しています。  
「被災した発達障害児・者等への避難所等における支援について」(令和6年1月4日事務連絡)

■その他

- ストーマ用品セーフティネット連絡会により、被災したストーマ保有者に対する約1か月分のストーマ用品の無償提供が行われる旨を周知しています。  
「被災されたストーマ保有者に対する支援について(情報提供)」(令和6年1月5日事務連絡)